

総社市情報公開・個人情報保護不服審査会答申

(答申第1号)

平成25年3月6日

答申 第 1 号
平成 25 年 3 月 6 日

総社市長 片岡 聡 一 様

総社市情報公開・個人情報保護不服審査会
会 長 西 浦 公

総社市個人情報保護条例第 26 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 24 年 11 月 6 日付け、こ第 285 号、第 286 号及び第 287 号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「児童記録票」の自己情報部分開示決定に対する異議申立て（平成 24 年度諮問第 1 号、第 2 号、第 3 号）についての諮問

答 申

1 審査会の結論

総社市長が、平成24年7月30日付けで行った「児童記録票」を部分開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成24年7月17日、総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、総社市長（以下「実施機関」という。）に対して異議申立人たる児童（以下「本件児童」という。）に係る一切の情報について自己情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書として「児童記録票」を特定し、条例第17条の規定に基づき、条例第16条第5号に規定する国等協力関係情報及び同条第6号に規定する事務事業執行情報に該当する部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年7月30日付け「こ第201号、こ第202号、こ第203号」により異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、本件処分を不服として、平成24年9月26日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、条例第26条の規定に基づき、平成24年11月6日付け諮問書「こ第285号、こ第286号、こ第287号」により総社市情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

3 実施機関の部分開示理由説明要旨

児童記録票については、条例第16条第5号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求及び異議申立ては、本件児童、親権者及びその他の当事者1名が行ったものである。
- (2) 条例第16条第5号該当性について
 - ア 本件処分は、「市と国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した自己情報であって、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる」との規定により非開示としたものである。
 - イ 非開示とした部分には、倉敷児童相談所からの情報提供及び同相談所との協議に関する記録が存在する。
 - ウ 児童記録票に記載される倉敷児童相談所からの情報提供及び同相談所との協議に関する記録は、公にされることはもとより本人にも開示されることを前提として提供された情報

ではなく、秘密厳守を前提としたものであり、その共通理解をもとに連携が行われている。そのため、これらの情報が開示されれば、一時保護（児童福祉法第33条）や立入調査（児童虐待の防止等に関する法律第9条）などの権限を持つ倉敷児童相談所との連携において、信頼関係が損なわれるおそれがある。また、今後において、円滑な対応が必要とされる倉敷児童相談所との協力体制にも影響を及ぼし、正確な情報を得ることが困難となり、事案に対する的確な協議、対応ができなくなる。

エ 以上の理由により、児童記録票にある実施機関等が行った会議の記録の部分について、非開示とした。

(3) 条例第16条第6号該当性について

ア 本件処分における非開示理由については、「その他の事務事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められる」によるものである。

イ 非開示とした部分には、実施機関等が行った会議の記録が存在する。

ウ 児童記録票に記載される会議の記録については、実施機関等が会議や調査等を繰り返しながら検討し、処遇方針を決定した内容が記載されているため、当該事務事業の性質上、開示することにより、「子どもの安全確保」という当該事務事業の適正かつ円滑な遂行に支障をきたし、今後の処遇に対して適切な対応が困難になるおそれがある。

エ 以上の理由により、児童記録票にある実施機関等が行った会議の記録の部分について、非開示とした。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。（3者共通）

- (1) 本件処分を取り消し、児童記録票のうち条例第16条第5号及び第6号により非開示とした部分について開示するよう求める。
- (2) 本件児童は、倉敷児童相談所での一時保護期間中の対応について疑問を抱いており、実施機関において情報が共有されていることから、実施機関への相談が行えないことにより支援を求める為の信頼関係を構築できず、お互いに不利益を被っている。
- (3) 倉敷児童相談所の情報は事実と相違しており、その情報を実施機関が共有することは今後不当な保護措置が行われる可能性があり、子育ての支援を実施していくうえで実施機関に業務の支障をきたしている。
- (4) 以上の理由により、児童記録票にある自己情報の開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 審査の取扱い

本件異議申立ては、3者から提出されているが、対象となる公文書及び異議申立て趣旨がほぼ同様であることから、一括して審査することとした。

(2) 児童記録票について

児童記録票は、本件児童に係る氏名等の個人に関する情報及び相談、面接、会議記録のほか、倉敷児童相談所からの情報提供として、連絡調整に関する事項が記録されている。会議記録は、実施機関内で行われた対応等に関する内部会議の状況及び本件児童宅を訪問した際の状況を記録したものである。

実施機関は、児童記録票のうち倉敷児童相談所からの情報提供は、条例第16条第5号に、実施機関内で行われた内部会議は、条例第16条第6号に該当するとして、それぞれ該当箇所の部分を非開示としている。

(3) 条例第16条第5号該当性について

ア 条例第16条第5号は、「市と国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した自己情報であって、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる」ものについては、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 児童記録票は、倉敷児童相談所が行った本件児童を保護措置した経緯及び今後の対策が記録されているものであり、公にされることはもとより本人にも開示されることを前提として提供された情報ではなく、秘密厳守を前提としたものである。その内容を開示することは、一時保護や立入調査などの権限を持つ倉敷児童相談所との連携において信頼関係が損なわれるおそれがある。また、今後において、円滑な対応が必要とされる倉敷児童相談所との協力体制にも影響を及ぼし、十分な情報を得ることが困難となり、事案に対する的確な協議、対応ができなくなるおそれがあるため、非開示としたと主張しているの以下検討する。

当審査会が見分したところ、これらの情報は、倉敷児童相談所が保護措置の経緯を実施機関へ報告した記録及び必要に応じて倉敷児童相談所と調整した経過の記録であり、倉敷児童相談所から提供された情報など、やりとりそのものが記録されていることが認められる。倉敷児童相談所としては、実施機関との調整内容及び実施機関に提供した情報が開示されるとは想定していないと考えられ、このような情報を開示すると、今後、倉敷児童相談所の協力が得られなくなるなど、実施機関の相談支援活動の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(4) 条例第16条第6号該当性について

ア 条例第16条第6号は、「その他の事務事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められる」ものについては、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、児童記録票へ記載される会議の記録については、実施機関等が会議や調査等を繰り返しながら検討し、処遇方針を決定した内容が記載されているため、当該事務事業の性質上、開示することにより、「子どもの安全確保」という当該事務事業の適正かつ円滑な遂行に支障をきたし、今後の処遇に対して適切な対応が困難になるおそれがあるため、非開示としたと主張しているの、以下検討する。

当審査会が見分したところ、これらの情報は、倉敷児童相談所から情報提供を受け、実施機関としての対応及び支援活動について、内部会議及び訪問内容が記録されていることが認められる。内部会議については、異議申立人が同席した会議の記録は開示されている。訪問内容については、訪問時における会話については開示されている。

実施機関のみで行われた会議記録については、今後の方針などを協議した内容であり、開示することにより実施機関が主張する同様のケースにおいて児童の安全性が確保できなくなり当該事務事業の適正かつ円滑な遂行に支障をきたし、今後の処遇に対して適切な対応が困難になるおそれがあるとの実施機関の主張には相当程度の蓋然性があると認められ、本号に該当する。

- (5) 本件に係る事業が児童の保護に関わるという事情に鑑みて、本件に係る情報の取扱いには特に慎重な配慮が求められ、本件処分における開示部分以上に有意の情報を開示することは困難であり、本件処分については相当の理由があると判断される。

(6) 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の経過等

(1) 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年11月6日	実施機関から諮問書を受理
平成24年11月27日 (第1回)	・ 諮問の報告 ・ 審議
平成24年12月5日	実施機関から不開示等理由説明書を受理
平成25年1月8日 (第2回)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成25年2月21日 (第3回)	・ 審議

(2) 総社市情報公開・個人情報保護不服審査会委員

会 長 西浦 公
副会長 平田 真也
委 員 谷川 勝幸
委 員 入江 浩子
委 員 土岐真喜子